○厚生労働省告示第五百十四号

社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二第二号3、第三号3、第四号3、第六号3、第七号3及び第八号1の規定に基づき、昭和五十七年厚生省労働省告示第一号（社会保険労務士法別表第二第二号3等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する団体を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号中「法人」の下に「（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七条の二第一項に規定する全国健康保険協会を除く。）」を加え、第二号中「第九条第一項」を「第百四十五条第一項」に、「第百九条の二第二項」を「第百九条第二項」に改める。

○厚生労働省告示第五百十五号

平成十二年厚生省告示第百九十八号（厚生保険特別会計年金勘定より支出される補助金の交付に関する事務を委任した件）は、平成二十一年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第五百十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十六条の四において準用する介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百三十四条第八項（法第百三十七条第九項（法第百四十条第三項（国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号。以下「国保令」という。）第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第四項（法第百四十条第三項（国保令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）並びに国保令第二十九条の十八第一項、第二十九条の十九第一項、第二十九条の二十第一項、第二十九条の二十一第一項及び第二十九条の二十二第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の年金保険者について、市町村への通知を行う場合において厚生労働大臣を経由して行う者として同意したので、法第百三十四条第十一項（法第百四十条第三項（国保令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第四項（法第百四十条第三項（国保令第二十九条の十八第一項及び第二十九条の十九第一項において準用する場合を含む。）並びに国保令第二十九条の十八第一項、第二十九条の二十第一項、第二十九条の二十一第一項及び第二十九条の二十二第一項において準用する場合を含む。）の規定により告示し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　国家公務員共済組合連合会

二　日本私立学校振興・共済事業団

○厚生労働省告示第五百十七号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百十条において準用する介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百三十四条第八項（法第百三十七条第九項（法第百四十条第三項（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号。以下「高齢者医療確保令」という。）第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第四項（法第百四十条第三項（高齢者医療確保令第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）並びに高齢者医療確保令第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十一条第一項及び第三十二条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の年金保険者について、市町村への通知を行う場合において厚生労働大臣を経由して行う者として同意したので、法第百三十四条第十一項（法第百四十条第三項（高齢者医療確保令第二十八条第一項及び第二十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　国家公務員共済組合連合会

二　日本私立学校振興・共済事業団

○厚生労働省告示第五百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第百三十四条第八項（法第百三十七条第九項（法第百四十条第三項（介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第四十五条の二第一項及び第四十五条の三第一項において準用する場合を含む。）及び第百三十八条第四項（法第百四十条第三項（令第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）並びに令第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第四十五条の四から第四十五条の六までにおいて準用する場合を含む。）の規定により告示し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　国家公務員共済組合連合会

二　日本私立学校振興・共済事業団

○厚生労働省告示第五百十九号

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号）第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第五条及び第六条第二項の規定に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額を次のように定め、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

国民年金法等の一部を改正する法律附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者の保険料を前納する場合の期間及び納付すべき額

（保険料の前納期間）

第一条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第百三条の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令第二条の規定による改正前の厚生年金保険法施行令第五条に規定する厚生労働大臣の定める期間は、保険料を前納しようとする日の属する月の翌月から平成二十二年八月（同月までに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第四十三条第九項第二号の規定に該当するに至るときは、その日の属する月。以下同じ。）までの期間とする。

（第四種被保険者の保険料の前納額）

第二条　昭和六十年改正法附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者が、平成二十二年八月までの期間のすべての保険料をまとめて前納する場合に納付すべき額は、別表に定める額とする。